

目黒区定期利用保育事業補助金交付要綱

平成25年3月21日付け目子保第9526号決定
改正 平成28年3月21日付け目子保第10952号決定
改正 平成30年3月1日付け目子保第10853号決定
改正 平成31年1月31日付け目子保第9637号決定
改正 平成31年4月1日付け目子保第1417号決定

(目的)

第1条 この要綱は、パートタイム勤務、育児短時間勤務等による保護者の就労形態の多様化に対応し、働き方に応じて児童を一定程度継続的に保育する事業を支援するため、定期利用保育事業の運営に要する経費の一部について補助金を交付することにより、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

(補助事業)

第2条 この要綱に基づく目黒区定期利用保育事業補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、東京都一時預かり事業・定期利用保育事業実施要綱（平成7年10月23日7福子推第276号）第3の2に規定する定期利用保育事業であって、区長が別に定める基準を満たすものとする。

(補助事業者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助事業者」という。）は、目黒区（以下「区」という。）の区域内において児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項の規定による東京都知事の認可を受けて同法第39条第1項に規定する保育所を設置し、当該保育所において補助事業を実施する者とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象とする経費は、補助事業に要する経費のうち次に掲げるものとする。

- (1) 管理運営に要する経費（備品費、消耗品費、通信費、職員保健衛生費等）
- (2) 事務運営に要する経費（保育材料費、光熱水費、児童保健衛生費等）
- (3) 人件費（職員の基本給、諸手当、社会保険料等）

(交付額)

第5条 この補助金の交付額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業を実施する事業所（以下「補助事業所」という。）が専用施設である場合 各月において補助事業を利用した児童のうち、12人までは延べ開所日数に次のアに規定する単価を乗じた固定分と、13人目からはその月の利用実績が多い児童の延べ利用人数に

次のア及びイに掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める単価を乗じて得た額を合計した額

ア 補助事業の利用が1日4時間以上の児童 5, 200円

イ 補助事業の利用が1日4時間未満の児童 2, 600円

(2) 補助事業所が専用施設以外での場合 各月において補助事業を利用した児童の延べ人数に、次に掲げる区分に応じそれぞれに定める単価を乗じて得た額を合計した額

ア 基本分

(ア) 補助事業の利用が1日4時間以上の児童 5, 000円

(イ) 補助事業の利用が1日4時間未満の児童 2, 500円

イ 長時間保育加算(1日の利用時間が8時間を超えた場合、超過時間に応じて適用される次の(ア)から(ウ)に定める単価に延べ利用児童数を乗じて得た額)

(ア) 利用時間の超過が1時間以内である場合 625円

(イ) 利用時間の超過が2時間以内である場合 1, 250円

(ウ) 利用時間の超過が2時間を超える場合 1, 875円

2 前項の規定による補助金の交付額の総額は、区の予算の範囲内とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、目黒区定期利用保育事業補助金交付申請書(別記第1号様式)に必要な書類を添付して、補助事業を開始する月の20日までに区長に提出しなければならない。

(交付の決定及び通知)

第7条 区長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときはその決定の内容及びこれに付けた条件を目黒区定期利用保育事業補助金交付決定通知書(別記第2号様式)により、補助金を交付しないことを決定したときはその旨を目黒区定期利用保育事業補助金不交付決定通知書(別記第3号様式)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第8条 前条の規定により交付の決定の通知を受けた補助事業者は、区長が別に定める日までに、補助金交付対象期間の実績に応じて目黒区定期利用保育事業補助金交付請求書(別記第4号様式)により補助金の交付を請求するものとする。

2 区長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに当該請求に係る補助金を支払うものとする。

(補助事業の変更等の承認)

第9条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ目黒区定期利用保育事業補助金補助事業変更・中止・廃止承認申請書(別記第5号様式)を区長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 区長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助事業の変更又は中止若しくは廃止を承認したときは、その旨を目黒区定期利用保育事業補助金補助事業変更・中止・廃止承認書(別記第6号様式)により、当該申請をした補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了又は廃止したとき又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、速やかに目黒区定期利用保育事業補助金補助事業実績報告書(別記第7号様式)により区長に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 区長は、前条の規定による実績報告を受けた場合は、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、目黒区定期利用保育事業補助金確定通知書(別記第8号様式)により、補助事業者に通知しなければならない。

(交付決定の取消し)

第12条 区長は、補助事業者が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を当該補助金に係る補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、この要綱の規定又は補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令(目黒区条例、規則その他の規程を含む。)に基づく命令に違反したとき。

2 区長は、前項の規定による取消しをしたときは、目黒区定期利用保育事業補助金交付決定取消通知書(別記第9号様式)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第13条 区長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補

助事業の当該取消しに係る部分について、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(事故報告)

第14条 補助事業者は、補助事業に係る施設において事故等が発生したときは、速やかに、その状況等を区長に報告しなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、目黒区補助金等交付規則（昭和43年3月目黒区規則第6号）の定めるところによる。

付 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 目黒区認定保育室運営費補助要綱（平成23年4月1日付け目子保第101号決定）は、廃止する。
- 3 前項の規定による廃止前の目黒区認定保育室運営費補助要綱（以下「旧保育室要綱」という。）第1条に定める旧保育室の設置者であって、平成25年3月分の旧保育室要綱第2条に規定する補助金の交付を受けているものに係るこの要綱の適用については、第3条中「設置する者」とあるのは、「設置する者及び目黒区認定保育室運営費補助要綱第1条に定める旧保育室の設置者であって、平成25年3月分の同要綱第2条に規定する補助金の交付を受けているもの」とする。
- 4 前項に規定する者に係る補助金の交付額の月額は、当分の間、第4条第2項の規定にかかわらず、同項に規定する額に、各月における補助事業の定員として定める児童の延べ人数から補助事業を利用した児童の延べ人数を差し引いた数に2,500円を乗じて得た額を加算した額とする。なお、延べ人数の算定には開所日である土曜日を含まないものとする。
- 5 次の各号のいずれにも該当する者に係る旧保育室要綱の規定に基づく補助金の交付については、第2項の規定にかかわらず、平成26年3月31日までの間は、なお従前の例による。

(1) 区内に住所を有する者

(2) 平成24年8月1日から平成25年3月31日までの間において、引き続き旧保育室要綱第3条に規定する補助対象児童であった者

(3) この要綱の規定による補助の対象となっていない者

付 則（平成28年3月21日目子保第10952号）

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第4条第2項（1）の規定する補助金の交付額の月額は、当分の間、同項に規定する額に、賃借料の実費額を加算した額とする。

付 則（平成30年3月1日目子保第10853号）
この要綱は、平成29年4月1日から適用する。

付 則（平成31年1月31日目子保第9637号）
この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

付 則（平成31年4月1日目子保第1417号）
この要綱は、平成31年4月1日から適用する。